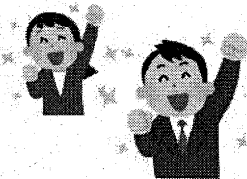


## 1 教職員の倫理に関する指針

神奈川県教育委員会では、教職員の教育の専門家としての自覚と意識を高め、アイデンティティを確立するため、「神奈川県公立学校教職員の倫理に関する指針」を、次のとおり策定しました。

本指針では、教職員一人ひとりが、教職員としての魅力や使命、職責の重さなどを再認識できるよう、倫理を中心とした神奈川県公立学校の教職員として求められる五つの基本的な姿勢を示しています。

子どもたち一人ひとりが、将来に向かって無限の可能性を發揮することができるよう、教職員は、勤務時間の内外を問わず、一段と高い倫理感が求められることを常に意識し、意欲と指導力のある教職員を目指し、しっかりと自分を磨きながら、自律した人間として行動できるように努めなければなりません。



### 神奈川県公立学校教職員の倫理に関する指針

教職員は、未来を担う子どもたちが豊かな人生を実現することに大きく貢献できる、魅力的な仕事です。

教職員には、知識や技術の伝達にとどまらず、子どものいのちと尊厳を守り、その人格の完成を目指してともに歩むという使命があります。

そのため、教職員は、子どもたちが幸福で充実した人生を送るために必要な資質・能力を育むことに大きく寄与することを自覚し、公務員の中でも特に高い倫理感を持って行動する必要があり、次の基本的な姿勢が求められます。

#### 人権を尊重します。

あらゆる差別、偏見及びハラスメントにつながる言動を行わず、子どもをはじめ、すべての人の人権と多様性を尊重します。

#### 子どもを大切にします。

子どもへの愛情を持ち、子ども一人ひとりへの理解と共感をもとに、その健やかな成長に寄り添います。

#### 自己研さんに励みます。

社会の変化への対応や、教育活動の充実・向上に向けて、常に自己研さんに励みます。

#### 組織の一員としての自覚を持ちます。

学校組織の一員であるという自覚を持ち、教職員全体で協力して、子どもたちが安心して学ぶことができるよう、教育活動に組織的に取り組みます。

#### 法令等を遵守します。

教職員としての使命とともに、社会の一員であることを自覚し、法令等を遵守して、信用失墜行為や教職員全体の不名誉となる行為を行うことなく、県民の期待と信頼に応えます。

## 2 めざすべき教職員像～神奈川県は、このような人材を求めています～

神奈川県教育委員会では、「意欲と指導力のある教職員の確保・育成と活力にあふれた学校づくり」を推進するため、かながわにおける「めざすべき教職員像」を明らかにしています。

### 人格的資質と情熱をもっている人

- 豊かな人間性と社会性、高い対人関係能力とコミュニケーション能力をもっている人
- 子どもへの教育的愛情と責任感、教職に対する使命感と誇りをもっている人
- 高い倫理観をもち、公平・公正に行動できる人
- 変化に対応し、学び続ける向上心をもっている人

### 子どもや社会の変化による課題を把握し解決できる人

- 子どもをよく理解し、多様な教育的ニーズに対して適切に対処・指導できる人
- 得意分野をもち、個性豊かで、連携・協力しながら指導できる人
- 豊かな創造力をもち、新たな課題へ積極的に挑戦する意欲や実行力をもっている人
- 教職員全体と協力し、学校全体を意識しながら組織的に取り組むことができる人
- 保護者、地域の人々と協力して取り組むことができる人

### 子どもが自ら取り組むわかりやすい授業を実践できる人

- 子どものやる気を引き出し、意欲を高めることができる人
- わかりやすい授業の実践ができる人
- 高い集団指導の力をもち、望ましい学級づくりができる人
- 授業研究を生かした校内研修に進んで取り組むことができる人


## 3 充実した教員サポート～意欲と情熱を支える神奈川の研修～

県教育委員会では、教員を志す方々が安心して教員生活をスタートできるように、教員のライフステージに即した豊富な研修メニューで、意欲と情熱を持った方をサポートしています。

### 採用前

#### ■かながわティーチャーズカレッジ

教員志望者を対象とし、本県の教育について理解を深めるために、「かながわ教育学講座」「実践力向上講座」等を行っています。

詳しくは  [かながわティーチャーズカレッジ](#) 

#### ■フレッシュティーチャーズキャンプ

新規採用予定者を対象に、教育公務員としての自覚・意欲を高め、教員として直ちに必要な知識・技能を身に付けることができます。

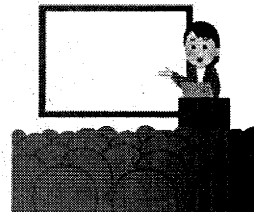
着任前の不安を解消し、スムーズな教員生活のスタートを応援します。

### 採用後

#### ■初任者研修

神奈川県では、採用から3年間で若手教員の重点的な育成期間とし、教員生活をサポートできるよう、継続的・計画的に研修を行っています。

中でも初任者研修は、充実した教員生活を送るための最初の研修であり、「授業力向上」「課題解決力向上」「人格的資質向上」の3つの柱を基に、生徒の実態に応じた学習指導やホームルーム経営に必要な基礎的・基本的な知識や技能の習得をめざします。



## 教員による不祥事の状況

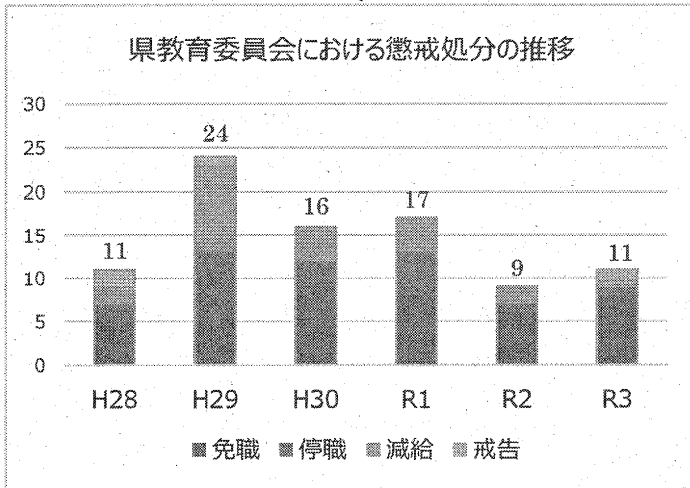
県教育委員会における被処分者数は、令和3年度は11人となり、前年度の9人から増加しました。近年では懲戒処分の全体件数は減少傾向にあるものの、懲戒免職に至る重大事案の割合が高い傾向にあります。

懲戒処分の事由別内訳は、わいせつな行為等（自校児童・生徒に対する不祥事、盗撮等）、交通事故など、多岐にわたっています。

年代別の傾向は、全体に占める構成割合に比して、臨時的任用職員や経験の浅い教員（採用5年以内）が懲戒処分を多く受ける傾向にあります。

### 県教育委員会の懲戒処分の推移

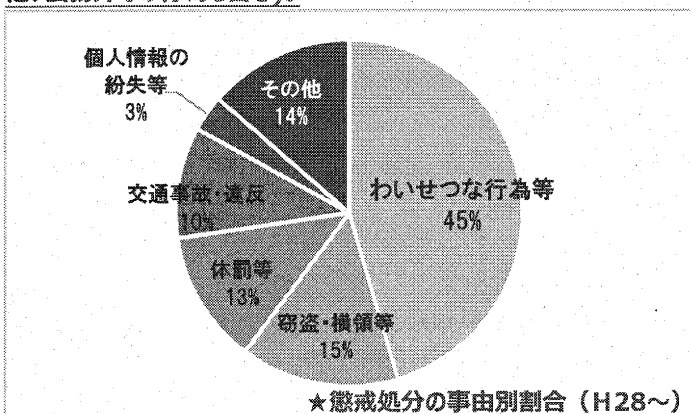
（単位：人、令和4年3月31日現在）



※平成28年度の合計には、県立高校の入学者選抜に係る被処分者16人（減給3人、戒告13人）は含まない。

### 懲戒処分の事由別人数

平成28年度以降の懲戒処分の事由別人数は、多いものから、わいせつな行為等、窃盗・横領・不適正受給・不適切な経理処理等、体罰等、交通事故・交通違反、個人情報の紛失等と続きます。わいせつな行為等は全体の4割以上を占めています（自校児童・生徒に対する不祥事、他、公務外での行為も含む）。

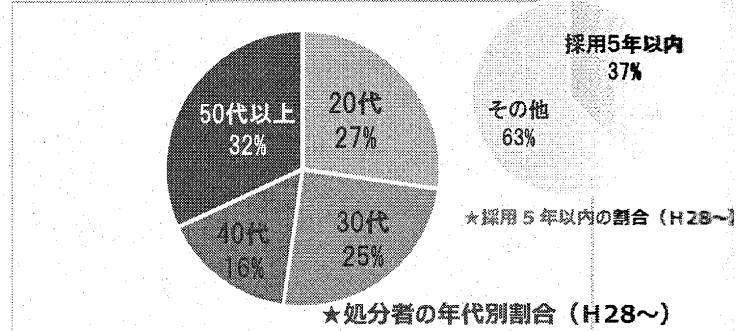


年度別の被処分者数は以下のとおりです。わいせつな行為等は毎年度5件以上発生しています。

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	合計
わいせつな行為等	5	7	8	7	5	8	40
窃盗・横領・不適正受給・不適切な経理処理等	1	6	1	3	2	0	13
体罰等	1	5	1	3	1	0	11
交通事故・交通違反	1	3	1	2	0	2	9
個人情報の紛失等	2	1	0	0	0	0	3
その他	1	2	5	2	1	1	12
合計	11	24	16	17	9	11	88

### 被処分者の年代

平成28年度以降の年代別の傾向は、以下のとおりです。構成割合が大きい50代以上の教員の被処分者数が多くなっています。また、採用5年以内の教員によるものが全体の約37%を占めており、経験の浅い教員に対するコンプライアンス意識の醸成が大きな課題となっています。



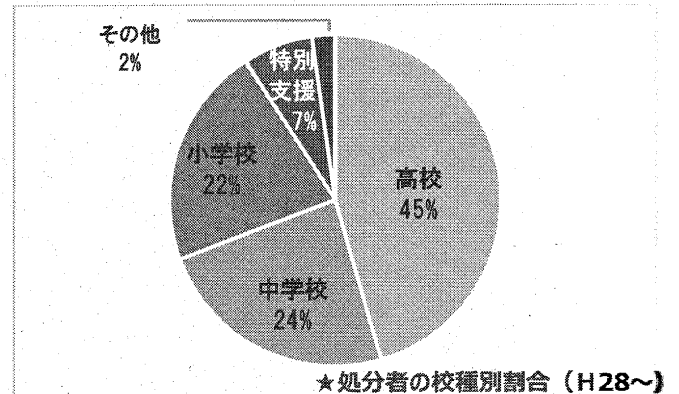
事由別の被処分者数は以下のとおりです。わいせつな行為等による30代以下の被処分者数が多く、特に、採用5年以内の教員によるものが半数以上を占めています。

一方、体罰等や個人情報の紛失等は50代以上に多く見られます。また、50代以上に交通事故・交通違反の件数が多いのは、自動車を所有し、運転する機会が多いことが要因の一つと思われます。

	20代	30代	40代	50代以上	合計	5年以内
わいせつな行為等	16	12	8	4	40	21
窃盗・横領・不適正受給・不適切な経理処理等	2	2	1	8	13	3
体罰等	2	3	1	5	11	2
交通事故・交通違反	1	3	0	5	9	3
個人情報の紛失等	0	0	0	3	3	0
その他	3	2	4	3	12	4
合計	24	22	14	28	88	33

### 被処分者の校種

平成28年度以降の校種別の傾向は、多い方から高等学校、中学校、小学校と続き、特別支援学校の被処分者数が最も少なくなっています。



事由別の被処分者数は以下のとおりです。わいせつな行為等は、校種問わず発生していますが、小学校に比べ中学校・高等学校で多く、体罰も部活動が行われている中学校・高等学校で多く発生しています。

	小学校	中学校	高校	特別支援	その他	合計
わいせつな行為等	4	10	21	3	2	40
窃盗・横領・不適正受給・不適切な経理処理等	4	1	6	2	0	13
体罰等	2	3	6	0	0	11
交通事故・交通違反	3	3	3	0	0	9
個人情報の紛失等	1	0	1	1	0	3
その他	5	4	3	0	0	12
合計	19	21	40	6	2	88

## 事例を通じて考えてみよう

不祥事を起こした教員の多くが、「自分は大丈夫」、「はじめは全くそんなつもりはなかった」と思っていたが、「いつの間にか…」、「気が付いたら…」と、取り返しのつかないことをしてしまったという事案が発生しています。

不祥事は、ちょっとした油断や、心の隙から発生します。教員としての職責を十分に理解し、不祥事の原因となる芽をつくらないことが大切です！不祥事防止のため、教員に求められる対応などを事例を使ってまとめてみましたので、考えてみてください。

### 事例1 『教員生活の崩壊…A教員のあやまち』 (自校の児童・生徒に対するわいせつな行為)

#### □ 事案の概要 □

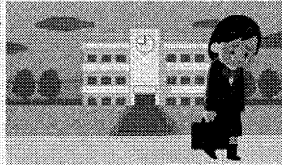
採用2年目の若手A教員は、生徒Bと進路相談をする中で、親身に話を聞くようになり、そのうちにBから、携帯電話番号とSNSのIDを教えて欲しいと言われ、一度は断ったものの、電話番号等を教えました。

その夜、BからSNSで友人申請があり、『やましいことをするわけではない』と思い、承認してやり取りを始めました。

その後もAは、私的にSNSでやり取りするだけでなく、進路相談で帰りが遅くなるとBを自家用車に乗せ、自宅付近へ送り届けるなどの行為をするようになっていました。

そうしたことを繰り返すうちに、AはBに対して恋愛感情を抱くようになり、不適切な関係となってしまいました。

後日、帰りが遅いことを保護者にとがめられたBがAとの関係を話したことから、Aの行為は発覚しました。



#### ◇ 処分内容 ◇

➔ 懲戒免職（県教育委員会が定める懲戒処分の標準的な目安を示した「懲戒処分の指針」では、自校の児童・生徒に対するわいせつな行為及びセクハラは、免職となります。）

#### ♡ 動機 ♡

##### ☞ 適切な距離感を持った指導・対応を

Aは、SNSで私的にやり取りをしたり、二人きりで行動する中で、Bに対して、次第に恋愛感情を抱くようになり、自己の感情をコントロールできなくなりました。教員としての自覚の欠如と、児童・生徒との適切な距離感を持った指導・対応ができなかったことに問題があります。

#### ? 原因の分析 ?

##### ☞ 不適正なSNS等の利用が引き金に…

Aは、自己に都合の良い理由を付けて、学校のルールに反して、SNSで私的なやり取りを開始しています。

県教育委員会では、児童・生徒とSNS等(メッセージアプリなど)を利用することは禁止しています。また、児童・生徒の連絡先の収集・管理についても校長の許可を得るなど詳細なルールを定めています。この事例においても、Aの不適正なSNS等の利用が不祥事の端緒となっています。

#### ♣ 子どもを対象とする性的行為＝性暴力（同意の上？） ♣

子どもは、知識・経験、判断力等が十分でなく、相手（成人）との関係性も対等ではないことから、性的行為について、仮に同意があったとしても、「真の同意」があったとはいえません。また、児童・生徒に対する性交等は、法令上も禁止されています。

### 事例2 『熱血指導者のかんちがい』（体罰）

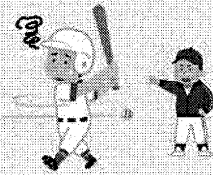
#### □ 事案の概要 □

A教員が顧問をしている野球部は、県大会で上位となるなど好成績を取っていました。Aは、時に生徒に対して、長時間正座をさせたり、手を上げることがありましたが、Aを信頼する生徒や保護者からAの指導方法が問題とされることはありませんでした。

また、Aも結果を出していたことから、自分の指導力には自信を持っており、生徒との接し方を省みることはありませんでした。

ある日、練習に遅刻してきた生徒Bに対し、Aは『厳しく接することがBの成長のため』と考え、手拳でBの頭部を2～3回殴り負傷(全治5日の打撲)させました。

Bは翌日から、学校に通うことができなくなり、Bの保護者から学校へ抗議があったことから、Aの行為は発覚しました。



#### ◇ 処分内容 ◇

➔ 減給10分の1(6月)

#### ♡ 動機 ♡

##### ☞ 自己の指導力の過信

Aは、『生徒の成長のため』、『生徒との信頼関係があるから』等、体罰を『毅然とした厳しい指導』として正当化してしまう誤った認識を持っています。

#### ? 原因の分析 ?

##### ☞ 体罰に対する認識の甘さ

学校も社会を構成する一員に他ならず、体罰(暴力)による解決は、いかなる場合にも絶対に許されません。

体罰は学校教育法(同法第11条但書)に違反する行為であり、大人から子どもへの暴力行為です。

暴力は、児童・生徒の成長に肉体的側面だけでなく、心理的側面からも多大な悪影響を与えます。

##### ☞ 周囲から閉鎖された状況

体罰は、授業中や部活動の指導中など、第三者の目が届かない周囲から閉鎖された状況で発生することが多く、常態化することがあります。

生徒指導は、原則、複数の教員で対応する必要がありますが、授業中のように一人で指導する状況では、自分自身がクールダウンして冷静に指導する必要があります。

#### ♣ アンガーマネジメント ♣

体罰等を起こしてしまった教員の中には、ストレスや怒りにより、自分の感情を抑えられず手を出してしまったという事例が多くあります。

カッとなったときに、深呼吸をしたり、『大丈夫、感情をコントロールできている』と言い聞かせたりして、怒りをコントロールする方法を持っていることが有効です。



### 事例3 『リュックとともに失った信頼…』(個人情報の漏えい、紛失)

#### □ 事案の概要 □

30代のA教員は、自宅で採点をするため、生徒の定期試験答案を、校長の指導に反して、校長の許可を得ずに、リュックに入れて校外へ持ち出しました。

帰宅途中に電車の網棚にリュックを置きましたが、目的の駅に到着して慌てていたため、車内にリュックを放置したまま降車しました。

その後、リュックを捜索しましたが見つからず、答案を紛失しました。

#### ☞ 処分内容 ☞

➔ 減給10分の1(1月)

#### ♥ 動機 ♥

#### ☞ 個人情報の取扱いに注意!

生徒の氏名等が記載された答案は個人情報に該当します。Aは、無断で答案を校外へ持ち出すなど、生徒の個人情報の取扱いについて慎重な姿勢が欠けていました。

#### ? 原因の分析 ?

#### ☞ 持ち出す際のルール違反

学校では、個人情報をやむを得ず校外に持ち出す場合、校長の許可を得るなどのルールが定められています。Aは、校長の許可を得ずに答案を持ち出しており、必要な手続を失念しています。

#### ☞ 持ち出した後の注意不足

個人情報を校外に持ち出した場合、常に身に付けるなど紛失防止の措置が必要です。Aは、網棚にリュックを放置したまま、降車しており、注意不足だったといえます。



### 懲戒処分を受けると…(懲戒免職の場合)

#### ☞ 公務員としての責任

◎免職となれば、教員としての身分を失い、教員免許状も失効となるため、教員として教壇に立つことはできなくなります。

◎免職の場合、退職手当は原則支給されません。さらに、共済年金の支給制限もあります。

◎免職とならなくても、停職、減給、戒告の懲戒処分を受けると、給与等への影響は、月額給与の一時的な減額にとどまらず、期末・勤労手当や昇給にも影響し、最終的には退職金にも影響します。

#### ☞ 刑事上の責任

◎不祥事の内容によっては、裁判で罰金や懲役刑などが科されます。逮捕・起訴となれば、長期間身柄を勾留されることになります。

#### ☞ 民事上の責任

◎被害内容によっては、被害者から不法行為(民法709条など)に基づく損害賠償請求として、慰謝料・治療費・修繕費などを求められます。

◎裁判となれば、他に裁判費用・弁護士費用等も発生します。

#### ☞ 社会的・道義的責任

◎懲戒処分については、「懲戒処分等の公表基準」に基づき公表しており、被害者に対して特に慎重な配慮を要する場合等以外は、免職の場合は、所属名、職名、氏名等を公表します。

◎免職となれば、再就職は困難となります。



### 事例4 『飲んだら乗るな、乗るなら飲むな!』(飲酒運転)

#### □ 事案の概要 □

50代のA教員は、翌日に自動車を運転する予定がありましたが、前日の夜に飲酒をしました。

起床後、自家用車を運転し、遺失届を提出するために訪れた警察署でアルコールの匂いを指摘され、アルコール検査を受けたところ、基準値を超えるアルコールが検出されました。

Aは、道路交通法違反(酒気帯び運転)として事情聴取を受け、酒気帯び運転の事実を認めため、発覚しました。

#### ☞ 処分内容 ☞

➔ 停職3月

#### ♥ 動機 ♥

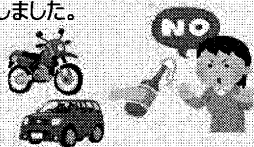
Aは、前日の飲酒であれば、アルコールも体内から抜けて飲酒運転にならないと安易に考え、自動車を運転しました。

#### ? 原因の分析 ?

☞ アルコールは、相当時間が経過しても基準値以上の呼気中アルコール濃度が検出される場合があるので、翌日に運転予定がある場合には飲酒量を控えるなど十分な注意が必要です。

☞ 飲酒をした場合に運転してはいけないのは当然ですが、飲酒が予定されている場合も、自動車等(自転車を含む)を運転して出かけるよう注意が必要です。

☞ また、運転する者に飲酒を勧めること、飲酒運転を知りながら同乗することも交通法規違反となります。



#### ◆ topics ◆

### 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律について

★ 令和4年4月、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行されました。

#### ◆ 目的 ◆

児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資する。

#### ◆ 定義 ◆

児童生徒等：学校に在籍する幼児・児童又は生徒、18歳未満の者

教育職員等：教育職員、校長(園長)、副校長(副園長) 教頭、実習助手、寄宿舎指導員

児童生徒性：児童生徒等に性交等もしくはわいせつな行為

暴力等 をすること又はさせること 等

※刑事罰とならない行為も含み、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。

#### ◆ 内容 ◆

児童生徒性暴力等の防止や早期発見に関する措置(教育職員等への啓発等)の実施等について規定されています。

